

「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託に係る 企画提案実施要領

(趣旨・目的)

第1条 県では、健康増進計画である「健康ちば21（第2次）」に沿って種々の健康づくり事業を推進している。健康づくりに関心が低い者を含め、県民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援するため、各市町村が実施する健康ポイント事業と連携し、健康づくりに取り組むと協賛店での優待が受けられる「元気ちば！健康ポイント事業」を令和2年12月から実施している。

令和6年度は、本事業と連携する市町村（令和5年12月末時点で30市町村）の拡大に向けて市町村に働きかけるとともに、令和5年12月末現在で1,156店である協賛店の獲得に取り組む本事業の企画運営及び、優待カードである「ち〜バリュ〜カード」の電子システムの開発・運用管理について、業務を委託する。

事業の実施に当たり、優れた提案を広く募集し、最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

(参加方法)

第2条 プロポーザルに参加する者は、本要領及び別に定める「「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託に係る企画提案募集要項」に基づき、参加手続きを取るものとする。

(選定方法)

第3条 企画提案の審査は、別に定める「元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運營業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。委員会では、提案者から提出された企画提案書の書面審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。なお、委員会開催に当たって、事前に書面にて質疑応答を行う。

2 上記委員会については、応募者全員による実施を原則とするが、応募資格を有する応募者の数が6者以上の場合、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、委員会に参加をする5者を選定する。

(選定基準)

第4条 審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選定するものとし、詳細については、別途定める。

- (1) 企画提案内容
- (2) 業務遂行能力・実績
- (3) 経費の合理性

(その他)

第5条 本要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。